

社会福祉法人玉川の会 にじのこ保育園 重要事項説明書

(令和6年12月1日版)

1. 施設の目的及び運営の方針

(1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	社会福祉法人玉川の会
事業者の所在地	東京都世田谷区奥沢七丁目36番9号
事業者の連絡先	03-3703-3500
代表者氏名	理事長 阿由葉ゆり枝

(2) 施設の概要

種別	保育所							
名称	にじのこ保育園							
所在地	東京都世田谷区奥沢七丁目36番9号							
連絡先	電話番号 03-3703-3500 FAX番号 03-3703-3501							
施設長氏名	阿由葉ゆり枝							
開設年月日	令和2年4月1日							
利用定員	(2号)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	(3号)	9人	10人	12人	15人	15人	15人	76人
当園の基本理念・方針	<p>【基本理念】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもと保育者がともに育ちあう 子どもの最善の利益を保障する <p>【基本方針】</p> <p>世田谷区保育室運営で培った家庭的保育の良さを十分に活かし、午前中は年齢ごとの保育、午後は異年齢保育を基本とします。</p> <p>異年齢保育の中で、年上の子は年少者を思いやり、年下の子は年長者の遊び、しぐさ、言葉を模倣する中で、相互に良い関係を作っていくことを見守ります。</p> <p>また、卒園した子どもやその保護者がいつでも立ち寄れる第三の居場所となれるような保育園運営に取り組んでまいります。</p>							

(3) 施設の概要

敷地	敷地全体	591.25 m ²
	園庭	194.01 m ²
園舎	構造	鉄筋コンクリート造 2階建て
	延べ	536.04 m ²

(4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳児室	2 室	ひよこ組：0歳児クラス、りす組：1歳児クラス
保育室	4 室	うさぎ組：2歳児クラス、きりん組：3歳児クラス、 かんがるー・ぞう組：4・5歳児クラス、一時保育
調理室	1 室	
ランチルーム	1 室	
こどもキッチン	1 室	

(5) 職員体制（令和6年12月1日現在）

職種	員数	常勤	非常勤	職務内容
園長	1 人	1 人	0 人	園業務の統括及び会計事務
主任	1 人	1 人	0 人	園長の補佐及び保育内容についての保育士の統括
保育士	12人以上	11人以上	1人以上	保育従事、保育計画の立案、実施、 家庭連絡等
看護師	4 人	3 人	1 人	児童の健康状態の観察、健康管理等 (常勤1人は主任兼任)
栄養士	2 人	2 人	0 人	給食業務の統括
調理員	4 人	2 人	2 人	給食業務
嘱託医	1 人	0 人	1 人	児童の健康管理業務
歯科嘱託医	1 人	0 人	1 人	児童の健康管理業務

(6) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	午前7時15分～午後6時15分（11時間）
	保育短時間	午前9時00分～午後5時00分（8時間）
延長保育	保育標準時間	朝：なし 夕：午後6時15分～午後8時15分
	保育短時間	朝：午前7時15分～午前9時00分 夕：午後5時00分～午後8時15分
開所時間	月～金曜日	午前7時15分～午後8時15分
	土曜日	午前7時15分～午後8時15分
休業日	日曜日・祝日	
	年末年始（12月29日～1月3日）	

(7) 利用料等

利用者負担（月額保育料）	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担（保育料）		
実費徴収	給食費（副食費）	1月当たり	(※)4,500円
その他	一時保育保育料	9:00～13:00	1,500円
		9:00～17:00	3,000円
	延長保育に係る費用 （保育標準時間認定 子ども）	18:16～19:15	保育料 500円 補食代 100円
		19:16～20:15	1,000円 500円
	延長保育に係る費用 （一時保育・短時間認 定子ども）	17:01～18:15	1,000円 補食なし
		18:16～19:15	500円 100円
		19:16～20:15	1,000円 500円

※世田谷区の条例により免除されている世帯は除く。

(8) 提供する特定教育・保育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法その他関係法令を遵守し、保育所保育指針に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供します。

(9) 年間行事予定

月	保健関連	行事内容
4月	発育測定 健康診断（1歳児クラス）	入園式
5月	発育測定 健康診断（2・3歳児クラス）	子どもの日集会・保護者懇談会
6月	発育測定・歯科検診 健康診断（4・5歳児クラス）	
7月	発育測定	夏祭り（保護者参加）・プール
8月	発育測定	プール
9月	発育測定	お月見集会
10月	発育測定	運動会（保護者参加）
11月	発育測定 健康診断（1歳児クラス）	
12月	発育測定・歯科検診 健康診断（2・3歳児クラス）	おたのしみ会
1月	発育測定 健康診断（4・5歳児クラス）	正月遊び
2月	発育測定	節分・保護者懇談会 お別れ遠足（5歳児）
3月	発育測定	卒園進級お祝い会・ひな祭り

* 0歳児クラスの健康診断は2回／月

(10) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

利用者の決定	世田谷区が行う利用調整による
退園理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき ・ 保護者から退園の申出があったとき ・ 利用継続が不可能であると世田谷区が認めたとき ・ その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき

<p>利用に当たっての 留意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・登園は9時までにお願いします。 ・当日に欠席または登園が遅れることを連絡する場合は、8時30分までに電話にてご連絡ください。 ・原則として、保育時間内での迎えをお願いします。延長保育は前もって予約しておくか、当日延長保育の利用を希望される場合は、9時までにお伝えください。予約や当日の朝に連絡がない場合は、緊急事態を除いて対応できません。なお、延長保育には定員枠があるため、利用できない場合もございますので、ご了承ください。 ・熱が37.5℃ある場合は登園を控えてください。また、登園後に37.5℃を超えた場合には、お迎えの連絡をさせていただきます。解熱後体調が回復してからの登園をお願いします。 ・感染症にかかった場合、保護者に記入していただく登園届や医療機関に記入していただく意見書等をお願いする場合がございます。 ・与薬の取扱い・・・一回分の薬はお預かりいたしますが、複数回の与薬はできませんのでご了承ください。与薬指示書・与薬連絡票・薬剤情報提供書の提出をお願いいたします。
--------------------------	---

(11) 嘱託医

医療機関の名称	等々力診療所
医院長名	上田 宏昭
所在地	東京都世田谷区等々力六丁目1番17号
電話番号	03-3704-0191

(12) 嘱託歯科医

医療機関の名称	大島歯科医院
医院長名	大島 基嗣
所在地	東京都世田谷区奥沢七丁目47番17号
電話番号	03-3701-1459

(13) 緊急時等における対応方法

特定教育・保育の提供中、利用子どもに体調の急変などがあった場合、すみやかに利用子どもの保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

【管轄する消防署】

消防署名	玉川消防署
所在地	東京都世田谷区中町三丁目1番19号
電話番号	03-3705-0119

【管轄する警察署】

警察署名	玉川警察署
所在地	東京都世田谷区中町二丁目9番22号
電話番号	03-3705-0110

(14) 非常災害対策

防火管理者	山崎 雷蔵 (防火管理新規講習修了: 5021799111号)
消防計画届出年月日	令和6年12月6日
避難訓練	避難及び消火を想定した訓練を月1回実施します。
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器を備えています。
避難場所	九品仏広場、浄真寺
緊急時の連絡手段	災害伝言ダイヤル、電話、専用メール、専用ホームページでの情報提供等

(15) 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	園賠償責任保険 (東京海上日動火災保険株式会社)
保険の内容	傷害補償+O-157等特定感染症保障+地震等天災危険補償
保険金額	1事故につき最大10億円、1名につき最大10億円

(16) 個人情報の取り扱い

特定教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

(17) 虐待の防止のための措置に関する事項

主任保育士を人権擁護・虐待防止責任者とし、職員と保護者に対する啓発に努めます。また、虐待事案の早期発見及び防止のための全職員を対象とした園内研修を実施し、東京都や世田谷区その他が実施する研修にも積極的に参加させるようにします。

(18) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	有馬那緒	主任
相談・苦情解決責任者	阿由葉ゆり枝	園長／運営法人理事長
第三者委員	特定行政書士 寺島朋弥	080-7992-8603 tera@tera-gyosei.jp
	社会保険労務士 瀬川亜紀	070-8988-0692 a.segawa.momotose@gmail.com

【要望・苦情等への対応方法】

相談・苦情受付担当者、第三者委員いずれに対しても直接申出ができる体制を整え、社会福祉法人玉川の会苦情解決事業規則に則って適正に処理し、必要であると認められる場合は世田谷区に報告します。